

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな)

1 政治団体の名称

あや こうえんかい
綾ひろし後援会

2 主たる事務所の所在地

香川県坂出市元町3-4-18

3 代表者の氏名

洲崎隆美

4 会計責任者の氏名

洲崎隆美

事務担当者の氏名及び電話番号

綾真理 (0877) 85-2205

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有 ☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年におけるすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と思意を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合のみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 香川県第〇区(現職)」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 四国選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあつては「香川県議会議員 乙郡選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定(法第19条の9の規定をいう。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額			3	888
(前年からの繰越額)			3	888
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌年への繰越額			3	880

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				0
員 数				

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額
	十億 百万 千 円
(ア) 個人からの寄附	0
(うち特定寄附)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政治団体からの寄附	0
小計((ア)+(イ)+(ウ))	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
イ 政党匿名寄附	0
合 計(ア+イ)	0

1 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

2 (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

(2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び(その9)において同じ。)を除く。(その9)を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。))又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。))、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称

綾ひし後援会

会計責任者の氏名

洲崎 隆美

代表者の氏名
(解散の場合のみ)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。